

# 休学や退学の相談は 早めに教務課へ

やむを得ない事情により、休学や退学を検討している場合は、**各月 20 日まで**に教務課へご相談ください。

- 学期の途中で休学を希望する場合、前学期においては 6 月末日、後学期においては冬季休業初日の前日までに、願い出なければなりません。この場合、休学許可日は許可当月の末日となります。なお、9 月 21 日から 10 月末日の間に休学を願い出た場合、休学許可日は 10 月末日となります。
- 学期の途中で退学を願い出た場合、退学許可日は許可当月の末日となります。ただし、前学期において、7 月 1 日以降に退学を願い出た場合の退学許可日は 9 月 20 日となります。また、後学期において、冬季休業初日以降に退学を願い出た場合の退学許可日は 3 月 31 日となります。なお、9 月 21 日から 10 月末日の間に退学を願い出た場合、退学許可日は 10 月末日となります。